

全国民闘連ニュース

第 8 7 号

1 9 9 4 年

4 月 1 日

年間購読料

3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1994年4月13日 近畿大学第1回事実確認会

— も く じ —

- 外登証がなければ、口座開設ダメ 三和銀行口座開設差別事件…………… P 2
- 続発する就職差別事件その1 (株)富士ペンディング…………… P 6
- 続発する就職差別事件その2 近畿大学民族差別事件…………… P 8

外登証がなければ、口座開設ダメ

三和銀行口座開設差別事件

1993年3月、横浜市に住む韓国籍のKさんが、大手都市銀行である三和銀行で、配偶者名義の口座を新しく開こうとしたが、名義人の外国人登録証明書の提示を求められ、それがなかったために口座開設を断られるという事件が起こった。この日、どうしても口座が必要であったKさんは、仕方なく配偶者の外国人登録済証明書を取りにいくが、再び窓口で、その外国人登録番号を控えられた上で、口座開設が可能となった。

当初三和銀行は説明不足を言うのみで、民族差別であることを全く認めなかった。神奈川県民関連との半年に及ぶ話し合いの中で、あまりにも三和銀行が在日の問題に認識がないことが明らかになり、謝罪とともに、今後の会社としての取り組みを約束した。

《事件の経過》

1993年3月25日、横浜市に住む在日韓国人Kさんが三和銀行蒲田支店で、配偶者の預金口座を開設しようとしたところ、受付窓口で、配偶者の外国人登録証の提示を求められた。以下、窓口でのやりとりを再現すると――

窓口「めずらしいお名前ですね」「失礼ですけど、日本の方でいらっしゃいますか？」

K「いいえ違います、韓国人ですけど」

窓口「(通帳の名義は)お客様ではないですよ。」

K「ええ、主人のものです。」

窓口「(口座開設する際)外国人の方は外国人登録証が必要です」

K「私のものではないけませんか？」

窓口「本人の外国人登録証が必要です。」

借りて持ってきて下さい」

K「外国人登録証には、常時携帯義務があるので持って来られません。」

窓口「本人の外国人登録証のコピーでもかまいませんので、持ってきて下さい」

どうしてもこの日に口座が必要だったKさんは、それなら外国人登録済証明書があればと考えて、区役所に出向き、本人の外国人登録済証明書をとってきた。

再度、順番を待って、別の窓口で外国人登録済証明書と申込書を出した。ところが、最近引っ越しをしたばかりで、申込書の住所と外国人登録済証明書の住所が違っていただけから、

窓口「住所変更の手続きをしてから来て下さい」

K「どうしても今日中に必要なのです」

すが…」

窓 (一瞥して)「わかりました。」

通帳は作成できたが、その際、外国人登録済証明書にある外国人登録番号を控えられた。

Kさんは、預金口座をつくるのに、なぜそこまでされるのか、納得がいかず、家族と相談して、神奈川民闘連に問題を提起した。

《「説明不足だった」に終始》

数日後、神奈川民闘連の立ち合いのもと、本人の自宅で事実確認を行った。三和銀行側からは、支店長らが出席した。

事実経過については、確認しあったものの、なぜ、こういうことが起きたのかという原因については、当初、三和銀行はあくまでも、本人確認の理由をきちんと説明しなかったから発生した問題であるからという弁明に終始した。

説明不足を謝罪するのみで、「外国人に対する不当な扱い」をしたという認識は全く示さなかった。つまり、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別であると認めなかったのである。

これに対し神奈川民闘連は、三和銀行側には、在日全体に対する問題の重大性が理解されておらず、謝罪の姿勢に問題あり、として再度話しあいをもつよう、三和銀行に求めた。

《あまりにも「在日」をしらない》

ここで、何が問題であるのかを整理してみると、(1)三和銀行は、日本の名前を使って、口座開設するときとは全く違った対応をしている。

(2)きわめて詳しいプライバシーが記載されている外国人登録証の提示を求めたこと。

(3)健康保険証、運転免許証など他の書類でもOKなのに、外国人登録証しか言わなかったこと。しかも、本人に常時携帯義務があることを知らず、結局、外国人登録証をもっていないことを理由に口座の開設をしなかったこと。

(4)外国人登録済証明書を出して、口座を開設された時、不必要な登録番号(外国籍住民は“総背番号制”管理されている)を控えられたこと。

今回の出来事が民族差別であるか否かを中心に三和銀行と再度、話し合いの場をもって、その認識を質した。

まず、当該窓口職員を含めて、対応した三和銀行側が、在日韓国・朝鮮人の歴史と現状について、ほとんど何も知らないという現実が明らかになった。



それに関連して、社内で社員教育の一貫として人権教育に力を注いでいると言いながら、これまで在日韓国・朝鮮人問題を一回も取り上げたことがないことも判明した。

その後、何度かの話合いを積み重ねる中で、ようやく三和銀行側も、単なる「説明不足」の問題ではなく、定住外国人の人権に関わる問題であることを認識してきた。つまり、結果として外国人に対する不当な取扱いを行い、民族差別につながる事件を引き起こしたことを理解するに至ったのである。

《社内全体で取り組むことを確認》

1993年 10月5日付で、次ページのとおり、三和銀行から、この事件に関する見解と謝罪文が出され、それとともに今後の取り組みについて、会社としての姿勢が、確認された。

当然ながら、一支店、一個人が、反省

し努力するだけでは、何ら解決にはならない。かつて、生命保険会社などが、同じお客さんでありながら、保険の加入の際在日外国人だけ、外国人登録番号を写すなどの対応をして、兵庫民闘連などから指摘され、大きな社会問題になったことがある。

まして、外国人登録の問題は、指紋に始まり常時携帯、重罰規定など、その厳しい管理システムが最近も、マスコミの話題になっているところである。

しかし、三和銀行のような大手都市銀行でも、そうした過去の出来事は一切知らず、また知ろうとしなかったのである。

私たちは、これまでの三和銀行のあり方を思うと、中途半端な反省やとりくみでは、今後またもや同質の民族差別事件を起こさないと限らないと感じている

今回のことをいい教訓にして、すべてのお客さんを大切にできる銀行に変わってもらおうべく、これからの取り組むを注視していきたい。 (編集部)

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読をお願い致します。

〔購読料〕年間3,000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

民族差別と闘う神奈川連絡協議会
代表 金 宗 藻 様
日本人側代表 三浦 泰一 様

1993年11月16日

株式会社三和銀行
人権啓発推進委員会

取締役 江 藤 紀 海
事務局長



反 省 文

1993年3月25日当行蒲田支店において、徐正根様名義の普通預金口座開設のためご来店頂きました金咲姫様に対し、新規口座開設時の本人確認事務を窓口で行う際、なぜ本人確認が必要なのかの説明をなかっただけでなく、ご提示いただく数多い選択肢の中から外国人というだけで短絡的に「外国人登録証明書」のみの提示を依頼致しました。その上、口座名義人徐正根様本人に携帯義務のある「外国人登録証明書」を、本来持参することが不可能である金咲姫様に対しご提示の依頼を致しました。この事は正に、日本人に対する応対と明らかに異なり公平さを欠いた差別的な応対であり、同時に係員教育の不十分さを表れと深く反省をしております。

また、本人確認がその場で出来ないということから口座開設は行わず、お帰り頂くことになってしまいました。そのため、金咲姫様には「外国人登録済証明書」の発行依頼にわざわざ区役所まで出向く結果へとつながり、金咲姫様には大変な思いをさせてしまいました。

その後、再度ご来店頂いた時の口座開設手続きにおいては、外国人登録済証明書に記載されている番号を申込書に記入いたしました事は、金咲姫様の心情を考えない不当な応対であり、誠に申し訳なく深く陳謝いたします。

こうした一連の応対は、金咲姫様はもとより、在日韓国・朝鮮人の皆様も置かれた状況に対し正しい認識を欠く不当な取扱いであり、その結果として金咲姫様には心に深い傷を負わしめることとなり、誠に申し訳なく重ねて深く陳謝いたします次第であります。

私どもは及ばずながら、日頃からお客様の立場に立った事務手続き・窓口応対について万全を期すべく努力を重ねておりますが、今回のことを通じ、本部からの指示徹底・社員教育、とりわけ、在日韓国・朝鮮人差別の問題に対する理解と認識の不十分さを痛感し、申し訳なく深く反省しているところであります。

また、金咲姫様、金咲姫様のお母様並びに民族差別と闘う神奈川連絡協議会の代表・事務局長様はじめ関係者の皆様とのお話し合いの中から学ばせて頂きました数々の生のご体験、切実なるご意見などは、私どもにもとりまして貴重なご示唆として謹んで受け止めて頂いております。

今後は、このご教訓を生かし在日韓国・朝鮮人の皆様の置かれた立場、「外国人登録証明書」にまつわる事柄を含め、現状の問題点と課題について正しい理解と認識を深めるための研修・啓発を一層充実させると共に、人権尊重の視点に立った事務手続きの見直し、社員教育の徹底を目指し、二度とこのようなことを繰り返さないための努力を地道に重ねてまいります。

どうか、私どもの意のあるところをご理解たまわり、今後ともご指導の程をお願い申し上げます。

以 上

続発する就職差別

(現 エフ・ブイ・コーポレーション)

その1 (株)富士ベンディング

採用しない理由= 「国籍に対するこだわりが強い」

「採用」「不採用」と二転三転

矛盾する会社の言い分

§ 事実経過

1993年9月20日

大阪府立A高校のK君が自動販売機オペレーター会社の富士ベンディング(本社東京)に学校の紹介で応募したところ、「国籍に対する本人のこだわりが強い」という理由つきの不採用通知が学校に届いた。

9月27日 池袋職業安定所から、富士ベンディングに事情説明の要請

9月29日 池袋職業安定所で東京都労働局指導官、学卒生活指導官、富士ベンディング人事課長と面接官の三者会談が開かれる(ここで、面接官の個人見解で「採用」となる。その後さらに不採用・採用と二転三転する。

10月13日 会社として「正式採用」することを決定。

12月9日 総務部長と人事課長が高校を訪問、本人とも会い、社員として迎え入れることを約束。

94年3月30日 第一回事実確認会を大阪民関連、A高校、大阪府労働部、大阪府教育

委員会と富士ベンディングが行う。

このときの確認事項は(1)なぜ「国籍に対するこだわりが強い」という理由つきの不採用通知を送ったのか? (2)なぜ「不採用」「採用」と一転二転したのか?

(1)についてはK君にだけ、不採用理由を付記したものを送っており、面接時の状況は面接官と一対一で主観がはいりやすく、一時間にもわたる長時間の面接になったことがわかった。



「国籍に対する本人のこだわりが強い」という理由については、フリー面接の際、K君が本名で就職できるのか、将来性はあるのかという不安を語っていたことや、事前にA高校から在日韓国・朝鮮人の生徒が応募することなどの電話があったことで、印象に残り、K君だけに理由つきの不採用通知をおくったとしている。K君が在日韓国・朝鮮人として本名で働きたいという思いや不安を語ったことが、逆に「こだわり」として映ったようだ。しかし会社側は民族差別の意識はなかったとしている。

一方で、K君に対する印象は「就職に対する(前向きな)姿勢が感じられ、好感もてる青年」という矛盾したものだ。

(2)については、面接官は「自分の判断で不採用としたが、職業安定所の指導官から、不採用を撤回するよう強い指導を受けたため、あらためて自分で判断して採用を約束した。会社は不採用のつもりだった」と説明している。このあたりの事実確認をしっかりとしなければならない。

今回の事件は、朝鮮人として本名で生きたいと願った高校生の思いを会社側が踏みにじたものである。結果的には、K君は「採用」されたが、今も本名を名のべきかどうか悩んでいる。

今後は企業の社会的責任を追及するとともに、本名で安心して働ける社内体制の確立を早急に作らせることが必要である。

(大阪民闘連)

K M J 研究センターからのご案内 06-775-4301

季刊 사이(サイ)

合本完成

Sai

I 創刊号～5号 91年～92年 ●在日コリアンの人権問題に関するすべての

II 6号～9号 93年

最新情報を収録した他に例を見ない総合誌●

定価 各3500円

TEL 06-775-4301 FAX 06-775-2160 定期購読もよろしく一年間3700円

第8回在日韓国・朝鮮人問題夏期セミナー

<日程> 1994年7月21日(木)～22日(金) in 宝塚グランドホテル

<記念講演> 「民族差別撤廃運動の現状と課題」 徐正禹(全国民闘連)

「転機に立つ在日韓国・朝鮮人」 姜在彦(花園大学)、

グループ黎明による韓国舞踊公演、課題別講演等 多彩でタイムリーな内容

<参加費> 23,000円 宿泊、食費、資料代、講義費込み 会員は割引 (日帰り参加も可能です)

続発する就職差別

その2 近畿大学民族差別事件

差別的な就職業務を許さない

1、事件の概要

1993年6月、当時、近畿大学4回生の在日韓国・朝鮮人学生が、ホロン株式会社に資料を請求した。ところがホロン株式会社は、企業紹介資料ではなく、「弊社の、94年度新卒の応募資格を日本国籍を有する方とさせて頂いておりますので、何卒ご了承の程よろしくお願い致します。」と一片の手紙を送り返してきたのである。

その学生は、就職活動をひととおり終えた10月に、ホロン株式会社から届いた手紙をもって近畿大学就職部へ、就職差別であることを訴え出た。そこで以下のようなやりとりが就職課職員と学生との間で行われた。

職員A：(国籍について、と書かれた就職相談受付票を見て)「どういう事ですか？」

学生：「資料請求したのですが、日本国籍を有する者という事だったんです。」

職員A：「なぜ、もっと早くこなかったのか。」

学生：「他まわっていたから。」

職員A：「こんな国籍を問題にする企業は、入っても君が苦勞するだけ。」

職員A：「国籍によって採用の方法をかえているところもある。例えば、アメリカ国籍やったら英語の能力をみたりするので、国籍によって採用をわけたりすることもあるので、一概に差別とはいえない。」

(途中、話がダラダラする。)

職員A：「問題にしたいの？問題にしたいわけ？」

学生：「問題にするとかじゃなくて、他に受ける学生のこともあるので何とかしてほしい。」

「上の人をよんでください。」

(職員Aが課長の職員Bを呼びに行く職員Bが電話中であったため待っているあいだ、職員Aは職員Cに「女の子でもしんどいのに・・・」と発言する。)

職員Aが職員Bに就職相談受付票を提示し、「国籍について相談しに来ている学生がいます。資料が送られてこないようです。課長お願いします。」

職員B：「どうしたの。」

学生：「こういう手紙がきた。」(手紙をみせる。この時、職員Bは、学生に

対して、韓国籍ならびに永住権があることと、就労権があることを確認している。)

職員B：(手紙をじっくり読んだ後)
「共産圏の国籍のものはとらない企業が多い。松下でも、野村でも採っている。日本の企業の99%は関係ない。君のはその1%や。」

「ガイダンスで渡している資料に外国籍をとっているかどうかの欄がある。

それを見てまわったらこんなことにはならんのか。君の勉強不足や、それは。」

「うち(近畿大学)にも400人いてるけど、就職決まらんやつは一人もおらん」

「こないだも興銀(民族系金融機関)が来た。」

「こんなもん(手紙)破りすてて他まわれ。」このように散々たるものであった。

2、就職部の対応の問題点

大学は、職業安定法(以下、職安法)第33条の二に定められた職業紹介機関である。したがって、公共職業安定所と同じであり、大学独自に職業紹介業務ができることになっている。ということは、いうまでもなく職安法に従って紹介業務を遂行しなければならない。職安法の第二条(職業選択の自由)には、何人も公共の福祉に反しない限り、職業を自由に

選択することができる、と規定されており、今回、近畿大学就職部がとった行為は、この精神に反した行為である。

また、差別的な行為があった場合は、抗議まではいかなくとも、企業に対して理解と認識を深めるように働きかけを、責任をもって行ななければならない。

そして極め付けは、やりとりの経緯をご覧の通り、まるで当事者の学生のほうに問題があったかのような対応をしている。

3、第一回事実確認会

民族差別と闘う大阪連絡協議会は、この事件の報告を受け、近畿大学世耕政隆総長、喜多信雄就職部長に話合いの場を持たれるよう12月30日付要望書を送付した。

そして、本年4月13日、「差別的な就職業務を許さない 第一回近畿大学差別事件事実確認会」が、大阪同和地区総合福祉センターにて、約50名参加のもと開かれた。近畿大学側からは、人権教育推進委員会の委員長以下、就職部の職員Bも出席した。

事実関係については、職員Aが参加しなかったため確認できず、いい放しになった。また、職員Bは記憶が定かでない、ということですのでを一致させることはできなかった。しかしながら、議論の中で職員Bは、「学生にとってみれば、私一人ですが、私は5千人の学生全員を

相手にしなければならない。一日30余組相手にしていたら、どういう記憶かといわれても分からない。」と発言した。つまり、就職課にしてみれば、就職差別を訴えにくる在日韓国・朝鮮人学生も、普通に就職相談にくる学生も同じというわけである。

また、近畿大学での在日韓国・朝鮮人学生の就職は、日本人学生と比較してどうなのかと質問すると、在日の学生は苦勞していると答えるものの、その内容を追及すると、話をはぐらかすという場面が続いた。

経過については、職員Bが記憶にないということで、確認できなかったが、裏を返せば、在日の学生が就職差別の証拠となる重要な物を持って訴え出てきているにもかかわらず、一般の就職相談のひとつにしてしまう、近畿大学就職部の差別的な体質は十二分に明らかになった。

4、何を問題にしているのか

在日韓国・朝鮮人に対する就職差別が現存することは周知の通りである。そして不況がさらに拍車をかけ困難を極めていることは間違いない。

就職差別は、まずは起こす側の企業に問題がある。わたしたちも、表面化した企業には一つ一つ是正するよう求めている。しかし、企業だけに問題があるのではない。今回のように、学生を送り出す側である大学を始めとする教育

現場等にも大きな問題が存在する。

事実確認会での席上でも明らかになったが、近畿大学の就職部が学生にとった対応は、一貫して他の企業にシフトするよう勧めるか、韓国・朝鮮人学生がこれまで採用されてきた企業を紹介するかであった。

学生全般の就職状況がたいへん厳しくなっている状況の中で、何とか就職はさせたい、とする大学の心情は理解はするものの、結局それは、就職差別を見すくすことであり、何ら問題解決にはなっていない。それに何といても、在日韓国・朝鮮人学生の機会均等、さらには将来への夢や希望を入口の段階で奪うことになる。

一方、私のまわりにはこのような意見もある。「今は昔と比べて就職差別も少なくなっている。同胞の側がもう少しがんばらなければならない。」このような考え方も全くの間違いではないと思う。



近畿大学



第1回確認会

しかしながら、日本社会の総体的な差別をなくしていくための環境作り(法制、行政指導のあり方、差別現象が起こった時に対応できる行政窓口の整備等)がなされていないもとで、最初から在日韓国・朝鮮人に「頑張れ」というのはいかななものかと思う。

現在の日本社会を見たとき、環境作りの整備はまだまだこれからである。そう考えた時、今回のように、斡旋する側が

差別企業と一緒に立場になってはならない。教育現場が、当事者とともに抗議の声をあげなければ、就職差別はいつまでたってもなくなならないばかりか、ますます深まっていく。

この問題を契機に、在日韓国・朝鮮人学生の就職の実態を明らかにすることを含め、本来あるべき雇用の状況を問うていきたい。

(大阪民闘連)

第4回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」 研究集会のお知らせ

集会テーマ 在日韓国・朝鮮人の人権から国際化を問い直す

主催 「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会実行委員会

日時 94年 1 1 月 1 1 日(金)～1 2 日(土)

会場 横浜市教育会館、教文センター、技能会館

参加費 3,000円(資料代込み)

内容

差別へのとりくみ、多文化共生教育、在日の戦後補償、参政権と公務員就任権等の分科会が予定され、実践報告をふくめた多彩なとりくみが報告されます。

<詳しくは、正式の開催要綱が出来次第、案内します>

在日コリアン高校生サマーキャンプ

日時 94年 7 月 2 3 日(土)～2 4 日(日)

場所 大阪府ちはや園地金剛山キャンプ場

参加費 3,500円

主催者 同実行委員会 担当 ハン・ヤンチュン 06-775-4301

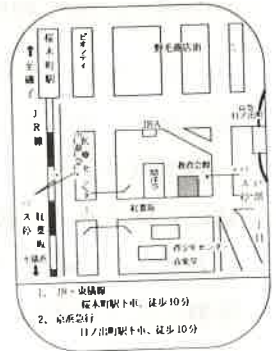
大阪民闘連大学第2回● 7 / 1 2 (火) PM6:30

♣講師 中原良二氏(全国民闘連副会長)

♣テーマ 「参政権運動の意義と課題」

♣会場・参加費 大阪府同和地区総合福祉センター JR青森橋下車 会員600円、非会員700円

会館のご案内



1. JR - 安積町駅
桜木町駅下車、徒歩10分
2. 京浜東北線
目黒駅下車、徒歩10分

わたしのために あなたのために

94

ウィ

ハ

ヨ

6月26日(日)
横浜市教育会館
(JR桜木町下車
徒歩10分)
14:30~19:00

新開 菊子
(ひまわり) 新開・身世打鈴
東京ビビッドクラブ
(ライブ)

ひとりひとりの違いを認め人権が守られていくことを願いあなたのために
入場料 ¥3,000 (中学生以上)

玄海灘を はるばる こえてきた
かもめの唄は 波に くだけちる
あの人 今は どこに いるだろ
あいも 変わらず 千鳥足
パラム パラム パラム パラム
風のはずみよ

流れる星に 願いを かけた夜
こごえた ほほを あたためてくれた
むかし ふしあわせ 今は しあわせ
どっちを 向いても 吹いてくる
パラム パラム パラム パラム
やさしくなでて

川崎市川崎区桜本1-8-22 電話 044(288) 2997

主催：民族差別と闘う神奈川連絡協議会同胞部会・'94ウィハヨ実行委員会